

特記仕様書

- | | |
|--------|--|
| 1 工事件名 | 公益財団法人東京都農林総合研究センター江戸川庁舎
受変電設備改修工事 |
| 2 工事場所 | 東京都江戸川区鹿骨1-15-22
公益財団法人東京都農林総合研究センター江戸川庁舎 |
| 3 建物概要 | 本館管理棟 : 793.00 m ²
地上2階 鉄筋コンクリート造
研修管理棟 : 352.00 m ²
敷地面積 (上圃場・下圃場) 151,939.65 m ² |
| 4 工期 | 契約締結の日から 平成27年1月28日 まで |
| 5 前払金 | 本工事は、前払い金を支払わない。 |
| 6 工事概要 | 工事概要は以下のとおりとする。
①旧電気室受電設備を撤去し隣接の旧ボイラー室に受電設備を新設
②開閉器からの受電配線を新たに引き込み既設電気配線に接続
③改修にともない旧電気室の不要設備は撤去 |
| 7 特記事項 | (1)受変電設備の使用は、以下のとおりとする。

①高圧キュービクルについて
a)キュービクルは屋内型の4面体とし、底板を設置する。
b)使用する機器は、全てオイルレスとする。
変圧器:6kV単相100kVA(電灯)
6kV三相100kVA(動力)
c)高圧配線は6kV KIP38sqの絶縁電線を使用する。
d)キュービクル内部の冷却を行うために、自動動作する換気扇と
パネルメーター用照光灯を設置する。
e)変圧器の温度管理のために、ダイヤル温度計及び防振ゴムを設置
する。
f)各変圧器の二次側にB種設置線に漏電リレーを設ける。
g)高圧機器の一次側の負荷開閉器はストライカ引き外し機構がある
ものを使用する。
h)高圧コンデンサ及びリアクトル機器に不具合が生じた場合に、 |

高圧負荷開閉器が自動で遮断できる回路を設ける。

- i) 変圧器の二次側電線は、耐熱電線(MLFC型)を使用する。
- j) 低圧側のMCCBは、表面取付け(バックスタンド)とし、遮断容量が変圧器に適合したものを使用する。
- k) 電力会社との取引用VCT及び計器のスペースを設ける。

②高圧・低圧の配線について

- a) SOG付PAS(7.2kV 300A VT付DGR)は、既設品を使用する。
- b) 高圧引き込みケーブル(EM-CET38sq)は、既製品を使用し、屋内端末材(キュービクル側)においては、新品を使用する。
- c) 600V低圧ケーブルは、すべて官公庁指定のEMケーブル(エコケーブル)を使用する。
- d) 屋外仕様のP. BOXやメッセンジャーワイヤ及び付属品は、亜鉛メッキ製品を使用する。
- e) 低圧ケーブルは、キュービクルより引き出した後、ケーブルラックを使用し屋外仕様のP. BOX内で旧ケーブルと接続する。
- f) 旧電気室から埋設配管となっているケーブルは、電柱よりメッセンジャーワイヤにて架空配線になおして、屋外仕様のP. BOX内でキュービクルからの新設ケーブルと接続する。
- g) 本館管理棟の送りケーブルについては、新電気室基礎コンクリート打設前に打ち込むと同時に配管を設け、この配管にてキュービクル内へ配線する。

なお、送り既設配管及びP. BOXは、すべて撤去する。

- h) 新電気室の換気については、反対側に給気口を設けて自動運転とする。

換気扇仕様:300φ排気有圧扇 1台

(有圧扇にサーモスイッチを取付けること。)

- i) 旧電気室内及び新電気室内の照明及び換気扇又はコンセントスイッチは、同一回路とした配管や配線を行い(キュービクルより引き出し)、一部既設の配管と配線を利用する。

③施工に関すること

- a) 新旧の入れ替え工事は、日中の1日以内で行なうこと。
- b) 設置予定場所には、高さ400mm 300mm 220mmの基礎が存在し、キュービクルの設置部分及びメンテナンススペースの全てを400mmの高さにコンクリートを打設し、平面化する。
- c) 工事にともない、財団が電気保安管理業務を委託する事業者の立会い費は、その費用を財団が負担するものとする。

- 8 適用範囲
- (1) この特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、「東京都機械設備工事標準仕様書」、「東京都電気設備標準仕様書」、「東京都改修標準仕様書」(機械工事及び電気工事)による。
- (2) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。
- 9 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等
- (1) 労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する処置を講ずべきものとし本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- (2) 上記指名に基づき、労働安全衛生法に規定する事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
- 10 瑕疵等の調査立会
- 工事目的物の引き渡しの日から、1年以内に瑕疵調査等(工事請負契約款第14条に規定する、瑕疵及び不具合を確認するための調査をいう。)を行う場合、請負者はその調査に立ち会うものとする。
- 11 工事の入札
- 入札又は見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年 法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 12 ディーゼル自動車の排ガス規制
- (1) 東京都では、ディーゼル自動車(軽油を燃料とする自動車)の排ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日 条例第 215 号。以下、「本条例」という。)により、基準を満たさないトラックやバス等の特定自動車の都内における運行が平成 15 年 10 月 1 日より禁止された。(ただし、新車登録から 7 年間は規制適用の猶予期間となる。)
- ついては、工事にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、本条例への早期の対応を図る趣旨から、次のいずれかを使用し、又は使用させること。
- ①ディーゼル自動車以外の自動車
- ②平成 15 年 10 月 1 日以後に都内を運行し、又は運行させた場合において、本条例第 37 条第 1 項の規定に違反しないディーゼル自動車。
- (2) 工事にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は下記の書類を提出すること。
- ①使用者報告書
- ②自動車検査証(車検証)の写し

	<p>③粒子状物質減少装着車証明書の写し (都が指定した粒子状物質減少装置を装着している場合)</p> <p>(3) 平成15年10月1日以降に、上記(1)の①及び②と異なる自動車で行った場合は、本条例違反となるので注意すること。</p>
13 光熱水費	本工事の施工に伴う光熱水費は、東京都農林水産振興財団の負担とする。
14 電気主任技術者との連絡	電気事業法で定める自家用電気工作物等の工事においては、電気技主任技術者と連絡を密にして、その指示に従い電気工作物の確保に万全を期することとする。
15 発生材の処理	<p>この工事により発生した残材その他の処分については、監督員に事前事後の報告書を提出する。</p> <p>なお、廃棄物の処理にあたっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律(通称:リサイクル法)」(平成3年 法律第48号)に基づき再資源化する。資源化不可能な物質については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)等に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないよう、請負者の責任において適正に処理する。</p> <p>また、速やかに産業廃棄物管理票(マニフェスト)、廃棄物処理契約書及び廃棄物処理業者の許可写しを監督員に提出する。</p>
16 工事記録	工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要綱」による。
17 材料の品質	特記仕様書及び「東京都機械設備工事標準仕様」において、JIS又はJASによると規定されている材料で、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」に基づく評価書の写しを添付した材料・機材については、これらの規格に相当するものとして扱う。
18 材料検査等	本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料監査実施基準」に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

19 竣工図

工事が竣工したときは、竣工図面を作成し提出する。竣工図面の作成にあたっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、竣工原図としてもよい。

種類、内容及び提出部数は次による。

- ①竣工原図 1部
- ②焼付図 見開製本(A3以上) 2部
- ③その他、監督の指示するもの

20 暴力団等排除に関する
特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

連絡先

〒138-0073

東京都江戸川区鹿骨1-15-22

公益財団法人東京都農林総合研究センター江戸川庁舎

TEL 03-3679-1458 Fax 03-3670-2842

担当 益永・馬場